

国土交通省令第 号

景観法（平成十六年法律第百十号）、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百十一号）及び景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十六年政令第 号）の施行に伴い、並びに都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第二十九条の四第二項、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十六条の二、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第四項第六号及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和四十一年政令第三百八十四号）第五条第六号八の規定に基づき、都市計画法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年 月 日

国土交通大臣 北側 一雄

都市計画法施行規則等の一部を改正する省令

（都市計画法施行規則の一部改正）

第一条 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の四の次に次の一条を加える。

(法の^{のり}高さの制限に関する技術的細目)

第二十七条の五 令第二十九条の四第二項の国土交通省令で定める技術的細目は、小段等によつて上下に分離された法^{のり}がある場合にその上下の法^{のり}を一体のものともみなすことを妨げないこととする。

(建築基準法施行規則の一部改正)

第二条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第八号中「第八十五条の二」を「第八十五条の三」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則の一部改正)

第三条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則(平成五年建設省令第六号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(土地区画整理事業の施行者が行う公募)」に改め、同条中「第一条第四項第三号」を「第一条第四項第六号」に改め、「都道府県知事、市町村長」を削る。

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第四条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（営業等のためにやむを得ない屋外広告物）」に改め、同条第六号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「又は同法第六十九条第一項」を「同法第六十九条第一項」に改め、「史跡名勝天然記念物」の下に「又は同法第八十三条の三第一項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群」を加え、同条に次の一号を加える。

七 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な合理的な規模の屋外広告物

附 則

この省令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。